

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月5日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社日立物流
【届出者の住所又は所在地】	東京都江東区東陽七丁目2番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東陽七丁目2番18号
【電話番号】	東京 03(5634)0333 <代表>
【事務連絡者氏名】	人事総務本部 総務部長 田辺 太志
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社日立物流 (東京都江東区東陽七丁目2番18号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、株式会社日立物流をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社バンテックをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年3月10日付をもって提出した公開買付届出書（平成23年3月25日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及び添付書類の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項がありましたので、法第27条の8第1項及び第2項に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(1) 会社の概要

会社の目的及び事業の内容

2) 事業の内容

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

公開買付届出書

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 6【株券等の取得に関する許可等】

#### (2)【根拠法令】

(訂正前)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し本公開買付けによる対象者株券等の取得の前に、株式取得に関する事前届出をする必要があります。当該届出が受理された日から30日を経過する日まで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。

なお、公開買付者は、本公開買付けによる対象者普通株式の取得について公正取引委員会の事前相談制度を利用しておりませんが、平成23年3月3日付でかかる事前届出書を公正取引委員会に提出し、同日付で受理されており、待機期間は公開買付期間内の平成23年4月2日の経過をもって終了する予定です。公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会から、排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下「措置期間」といいます。）が終了しない場合、及び、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し本公開買付けによる対象者株券等の取得の前に、株式取得に関する事前届出をする必要があります。当該届出が受理された日から30日を経過する日まで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。

なお、公開買付者は、本公開買付けによる対象者普通株式の取得について公正取引委員会の事前相談制度を利用しておりませんが、平成23年3月3日付でかかる事前届出書を公正取引委員会に提出し、同日付で受理されており、待機期間は公開買付期間内の平成23年4月2日の経過をもって終了いたしました。また、公開買付者は、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けておらず、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下「措置期間」といいます。）は終了しております。

#### (3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成23年4月3日（措置期間の終了による）

許可等の番号 公経株第215号（事前届出における受理番号）

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### 【会社の目的及び事業の内容】

#### 2) 事業の内容

(訂正前)

<前略>

(注) 東関東日立物流サービス㈱と京葉日立物流サービス㈱は、平成23年4月1日を効力発生日として、東関東日立物流サービス㈱を存続会社、京葉日立物流サービス㈱を消滅会社とする合併を実施し、商号を首都圏日立物流サービス㈱といたします。

(訂正後)

<前略>

(注1) 東関東日立物流サービス㈱と京葉日立物流サービス㈱は、平成23年4月1日を効力発生日として、東関東日立物流サービス㈱を存続会社、京葉日立物流サービス㈱を消滅会社とする合併を実施し、商号を首都圏日立物流サービス㈱といたします。

(注2) 当社は平成23年4月5日付「当社子会社によるタイの物流会社の株式取得について」において、当社の子会社であるHitachi Transport System (Asia) Pte.Ltd.及びHitachi Transport System (Thailand) ,Ltd.が、平成23年4月5日から8月中旬にかけて、タイの証券取引所に上場しているEternity Grand Logistics Public Company Limitedの全株式を、大株主との相対取引及びタイ証券取引所での公開買付けにより取得する予定であることを公表しております。その詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

公開買付届出書の添付書類「公開買付代理ならびに事務取扱契約書」

平成23年3月10日付をもって提出した公開買付届出書の添付書類とした「公開買付代理ならびに事務取扱契約書」の頁が一部欠落しておりましたので、その頁を補完した同契約書を添付書類として提出いたします。